

令和 7 年 4 月 2 8 日

飯塚地区消防本部訓令第 3 号

飯塚地区消防組合火災予防条例に関する行政指導指針

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、飯塚地区消防組合火災予防条例（昭和 4 6 年 1 2 月 2 4 日条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 4 章指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する行政指導について、必要な事項を定めるものとする。

(条例第 4 章関係)

第 2 条 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の取扱いの範囲については、次によること。

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合は、各施設が独立性を有していると認める場合は、それぞれの施設ごととする。

なお、この場合において必要な空地の幅が異なるときは、いずれかの大きい方の空地以上をとることをもって足りるものである。

イ 屋外タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンク間の距離が 1 メートル以上離れている場合は、タンクごととする。

なお、タンク間の距離が 1 メートル未満の場合は、それぞれのタンク容量を合算する。

ウ 地下タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、タンクごととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれを一の地下タンクとする。

(ア) 2 以上の地下タンクが同一のタンク室内に設置されている場合

(イ) 2 以上の地下タンクが同一の基盤上に設置されている場合

(ウ) 2以上の地下タンクが同一のふたで覆われている場合

(2) 屋内の場合

建築物ごととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれを一の少量危険物貯蔵取扱所とすることができる。

ア 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に幅3メートル以上の空地が保有されていること。ただし、当該設備から3メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されている場合

イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている場合

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定は、次によること。

(1) 貯蔵施設の場合は、貯蔵する危険物の全量

(2) 取扱い施設の場合は、取り扱う危険物の全量

(3) 貯蔵施設と取扱い施設が併設する場合は、次によること。

ア 貯蔵施設と取扱い施設が同一工程にある場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を比較して、いずれかの大きい方の量

イ 貯蔵施設と取扱い施設が同一工程にない場合は、貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを合算した量

(4) 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ及び石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供するものは、危険物の数量の算定から除外する。

(貯蔵及び取扱いの基準)

第3条 少量危険物の貯蔵及び取扱いの共通の基準は、次によること。

- (1) 条例第29条第3号に規定する「当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置」は、貯蔵、取扱い形態に応じた密栓、受皿及びバルブの管理等である。
- (2) 条例第30条の2第1項第4号に規定する「その他の計器」は、液面計、流量計、回転計及び電流計等である。
- (3) 条例第30条の2第1項第5号に規定する「異物」は、危険物又は当該危険物の貯蔵又は取扱いに伴って必然的に生じる物質を除いたすべての物質である。
- (4) 条例第30条の2第2項第2号に規定する「危険物の漏れ、あふれ、又は飛散を防止することができる構造」は、逆止弁、戻り管等を設け危険物の漏れ、あふれ、飛散しない構造である。
- (5) 条例第30条の2第2項第2号に規定する「災害を防止するための附帯設備」は、二重配管、戻り配管、フロートスイッチ、囲い、受皿、逆止弁及びふた等危険物の貯蔵、取扱い形態に応じ、漏れ、あふれ、又は飛散を防止する有効な設備である。
- (6) 条例第30条の2第2項第4号に規定する「防火上安全な場所」は、直火を用いる設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場合をいい、
「火災を防止するための附帯設備」は、次によること。
 - ア 危険物の温度を自動的に当該部分の引火点以下に制御できる装置又は機構のもの。
 - イ 引火、着火を防止できる装置又は機構のもの。
 - ウ 局部的に危険な温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの。

(7) 条例第30条の2第2項第5号に規定する「有効な安全装置」は、次によること。

ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置

イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの。

ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの。

(8) 条例第30条の2第2項第6号に規定する「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」は、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう、当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンク等に導く構造である。

(9) 条例第30条の2第2項第9号アに規定する「水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。」は、消防職員が漏えい、その他の異常がないことを検査するか、又は配管施行業者による水圧試験実施結果報告書の提出による。

なお、水圧試験実施結果報告書は、別記様式又は類似様式による。

(10) 条例第30条の2第2項第9号に規定する「危険物を取り扱う配管」は、次によること。

ア 鋼製その他の金属製のものを使用すること。

イ 金属製以外の配管を使用する場合は、平成10年3月11日付消防危第23号「危険物を取扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」によること。

(11) 条例第30条の2第2項第9号エに規定する「配管には外面の腐食を防止するための措置」は、次によること。

ア 地上配管

錆止め塗料による塗装等を施したもの。ただし、銅管、ステンレス鋼鋼管及び亜鉛メッキ鋼管等は、この限りでない。

イ 地下埋設配管

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第3条、第3条の2及び第4条の規定を準用する。

(12) 条例第30条の2第2項第9号オに規定する「溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの」は、次によること。

ア 金属製配管については溶接とすること。

イ その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法は、金属製以外の配管で、平成10年3月11日付消防危第23号「危険物を取扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」によること。

(13) 条例第30条の2第2項第9号オに規定する「当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置」は、漏えいを点検できるように接合部分を、ふたのあるコンクリート造等の箱に納めるものである。

(14) 条例第30条の2第2項第9号カに規定する「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。」は、コンクリート等のピットに設置する等の措置である。

2 少量危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の基準は、次によること。

(1) 屋外における貯蔵又は取扱い場所の境界は、みぞ、排水溝、囲い又は柵等で明示されているものである。

(2) 条例第30条の3第2項第1号に規定する「防火上有効な塀」は、次によること。

ア 材質は、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有するもの。

イ 高さは、1.5メートル以上。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上

ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上

エ 構造は、風圧及び地震動により容易に倒壊、破損等をしないもの

- (3) 条例第30条の3第2項第1号ただし書きに規定する「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。」は、次によること。

ア 高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さ。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上

- (4) 条例第30条の3第2項第2号に規定する「危険物を取り扱う設備」は、ポンプ設備等をいい「周囲に囲いを設け」は、不燃材料で造り、高さは15センチメートル以上の囲いである。

- (5) 条例第30条の3第2項第2号に規定する「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」は、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける場合

イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合

- (6) 条例第30条の3第2項第2号に規定する「危険物が浸透しない材料」は、コンクリート、モルタル又は金属板等遮油性を有する不燃材料である。

- (7) 条例第30条の3第2項第2号に規定する「ためます」は、危険物設備に停滞する全危険物に対処するものではなく、作業中に漏えい又は飛散した危険物を集油するためのものであり取扱い形態に応じた規模でよいが、縦、横及び深さを各30センチメートル以上を指導する。

- (8) 条例第30条の3第2項第2号に規定する「油分離装置」の容量は、当該装置に流入することが予想される油の量に応じたものとし、縦、横40センチメートル以上及び深さを60センチメートル以上で、その槽数は、3連式又は4

連式規模を指導する。

- (9) スチール製等の収納庫を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合は、収納庫を、地盤面に固定するほか、貯蔵、取扱いの基準は、屋内における貯蔵、取扱いの基準によること。

3 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の基準は、次によること。

- (1) 条例第30条の3の2第3号に規定する「危険物が浸透しない構造」は、危険物が浸透しない材料で容器等の荷重により容易に変形しない構造で造られているものである。

- (2) 条例第30条の3の2第5号に規定する「採光、照明」は、次によること。

ア 採光は、照明設備が設置され十分な照度が確保されていれば、設けないことができる。

イ 照明設備は、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、危険物の取り扱いが昼間のみに行われる場合は、設けないことができる。

- (3) 条例第30条の3の2第5号に規定する「換気の設備」は、室内の空気を屋外の空気と入れ替えるために設けるもので、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）及び自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）である。

- (4) 条例第30条の3の2第6号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」は、第4類の危険物のうち引火点40℃未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合をいうものである。ただし、密閉された容器による貯蔵又は取り扱いが外気に触れることなく行われる場合等は、この限りでない。

- (5) 条例第30条の3の2第6号に規定する「屋外の高所に排出する設備」は、

強制排出設備（強制換気設備とフード又は排出ダクトにより構成されるもの等）又は自動強制排出設備（自動強制換気設備とフード又は排出ダクトにより構成されるもの等）である。

なお、室内の空気を屋外の空気と有効に入れ替えることができ、かつ、室温の上昇するおそれがない場合は、換気の設備を併設する必要はない。

4 屋外（内）タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

（1）条例第30条の4第2項第4号に規定する「有効な通気管又は通気口」は、次によること。

ア 通気管の内径は、20ミリメートル以上

イ 通気管の先端の位置は、屋外の地上2メートル以上の高さとし、かつ、建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1メートル以上離す。

ウ 通気管又は通気口の先端の構造は、雨水の侵入を防ぐもの。

エ 通気管は、滞油するおそれがある屈曲をさせない。

（2）条例第30条の4第2項第5号に規定する「通気管又は通気口に引火を防止するための措置」は、通気管又は通気口の先端に40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法である。

（3）条例第30条の4第2項第6号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」（条例第30条の5第2項第5号において同じ。）は、蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置又は電気、圧力作動方式若しくはアイソトープ利用方式による自動計量装置等である。

（4）条例第30条の4第2項第9号に規定する「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置する」は、配管結合部の直近に金属

可動式管継手（フレキシブルメタルホース等）が設けられているものである。

なお、配管が著しく細く、可動式管継手を設けることができない場合は、当該配管の直近部分を内径 200 ミリメートル以上のループ状とする等の措置が講じられているもの。

- （５）条例第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」は、タンクの周囲にコンクリート等で造られた流出どめをいい、構造は次によること。

ア 鉄筋コンクリート、コンクリートブロック又は鋼板等で造り、危険物が流出しないもの。

イ 容量は、タンク容量の（１の流出どめに 2 以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量）全量を収納できるもの。

ウ 流出どめ内の地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆されているもの。

エ 水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とする。

- （６）簡易貯蔵タンク（ポータブル）で貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該地盤面をコンクリート等の危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けることにより、条例第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定する「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とみなすものである。

- （７）条例第 30 条の 4 第 2 項第 11 号に規定する「底板の外面の腐食を防止するための措置」は、タンクの底板の下に、タンクの底板の腐食を有効に防止できるようにアスファルトサンド又はアスファルトモルタル等の防食材料を敷設するか、又は底板外面にコールタールエナメル等の塗装である。

- （８）タンクを屋上に設置する場合で、地上から屋上のタンクに直接注油するもの

にあつては、注油口付近に条例第30条の4第2項第6号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」を、設けるほか屋外タンクにおける貯蔵、取扱いの基準によるものである。

(9) タンクを屋内に設置する場合は、次による。

ア 当該タンクと壁又は工作物等との間には、0.5メートル以上の間隔を保つこと。ただし、点検等に支障がない場合にあっては、この限りでない。

イ タンク室に設置する場合は、当該タンク室のタンク容量の全量を収納できる「しきい」の、高さをとることにより「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とみなす。

(10) タンクを屋外に設置する場合は、標識、掲示板はタンクに直接記入することができる。

5 地下タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

(1) 条例第30条の5第2項第1号に規定する「タンクの埋設方法」は、同規定によるほか危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第13条第1項第1号から4号までの規定を準用するものである。

(2) 地下タンク上部の地盤面には、点検及び管理を有効に行うための、必要な空間を確保すること。

(3) 条例第30条の5第2項第5号に規定する「損傷を防止するための措置」は、計量棒が当たる部分に、タンク本体と同じ材質及び板厚によるあて板等を溶接する措置である。

(4) 条例第30条の5第2項第7号に規定する「タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。」は、次によること。ただし、政令第13条第2項に規定する

地下タンク貯蔵所の構造及び設備の技術上の基準により設けられた地下タンク（二重殻タンク）は、漏えい検査管を設ける必要はないものである。

ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニール

イ 長さは、地盤面からタンク基礎まで。

ウ 構造は、小孔を有する二重管。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

6 移動タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

（１）条例第３０条の６第１項第１号に規定する「注入ホース」は、次によること。

ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないもの。

イ 長さは、不必要に長くないもの。

（２）条例第３０条の６第１項第２号に規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」は、灯油にあつては毎分６０リットル又は軽油にあつては毎分１８０リットルを超えないものである。

（３）条例第３０条の６第１項第２号に規定する「注入ノズル」で、危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に自動いつ流防止装置（オートストップ装置）が設けられているものである。

（４）条例第３０条の６第１項第３号に規定する「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」は、第４類の特殊引火物、第１石油類、第２石油類をいい、「有効に接地する」は、良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、先端に接地電極と緊結することができるクリップ等を取りつけたものにおいて接地する方法等である。

（５）条例第３０条の６第２項第１号に規定する「火災予防上安全な場所」は、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能であつて、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所である。

(6) 条例第30条の6第2項第3号に規定する「これに相当する部分」は、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又は、これと一体となっているクロスメンバー等をいい、「強固に固定する」は、概ね直径12ミリメートル以上のUボルト等で、四方を止めることである。

(7) 条例第30条の6第2項第6号に規定する「防波板」は、タンクの移動方向に平行に設けるものである。

(8) 条例第30条の6第2項第8号に規定する「防護柵」は、次によること。

ア 防護柵の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の高さ以上

イ 防護柵は、厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板

(9) 条例第30条の6第2項第9号に規定する「非常の場合に直ちに閉鎖することができるとする弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。

(10) 条例第30条の6第2項第9号に規定する「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。」は、次による。ただし、荷台に柵のある車両に固定されたタンクについては、外部からの衝撃による弁等の損傷を防止するための措置が講じられているものとみなす。

なお、排出口付近の配管は、固定金具等（Uボルト、鋼帯等）を用いてサブフレーム等に堅固に固定すること。

ア 配管による方法

イ 緩衝継手による方法

(11) 車両の荷台にタンクを据え付ける場合は、荷台に設ける敷き板等の材質は規制しない。

(届出等)

第4条 条例第45条第1項に規定する「少量危険物等貯蔵取扱い開始届」を受理

する場合は、次の図面を添付すること。ただし、必要に応じて兼用又は省略することができる。

- (1) 現場付近見取り図
- (2) 平面配置図
- (3) 平面図、立面図、断面図等その他詳細図
- (4) タンク又は機械設備等製作図
- (5) その他必要と認める図面、カタログ等

2 条例第45条第1項に規定する「少量危険物等貯蔵取扱い開始届」を受理する場合は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第10条第1項第4号に定めるほか、次の消火器を設置するよう指導すること。ただし、ハウス農業用等の暖房用燃料に供する場合は、この限りでない。

- (1) 少量危険物貯蔵取扱所を屋外又は一般住宅内に設ける場合は、当該危険物に適合する消火器
- (2) 移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器

3 条例第45条第2項に規定する「少量危険物等貯蔵取扱い廃止届」を受理する場合は、次の指導及び確認をすること。

- (1) 危険物又は可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの撤去
- (2) 前号のタンクが撤去不可能の場合は、タンク内に水又は砂の充てん及びタンク直近の吸油配管の密栓
- (3) タンク検査済証（タンクプレート）の回収
- (4) 標識、掲示板の撤去

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(火災予防条例に関する指導基準の廃止)

- 2 火災予防条例に関する指導基準(平成 1 7 年飯消予第 2 2 8 号)は、廃止する。

別記様式(第3条関係)

配管の水圧試験実施結果報告書

年 月 日			
消防署長 様			
届 出 者 住 所 電話番号 氏 名			
火災予防条例第30条の2第2項第9号アの規定に基づき、配管の水圧試験を実施し異常の有無を確認しましたので、その水圧試験結果を報告します。			
少量危険物	事業所名		
貯蔵取扱所	所 在 地		
危険物を取り 扱うタンク別	屋外 屋内 地下	品 名	
		数 量	
点 検 年 月 日	年 月 日		
点 検 方 法			
異 常 の 有 無	有 無	立 会 人	
配 管 の 最 大 常 用 圧 力		配管圧力	
点検実施業者	名 称		
	所在地		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	